

真城地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和4年9月30日	令和7年3月5日
対象地区名(地区内の集落名)		
水沢真城地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	589.56	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計		ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	186.11	ha
(備考)		

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

兼業や小規模の農家が多く、圃場の条件が悪いため、集積が進んでいない。 また、地域の担い手(中心経営体)の高齢化により、除草などを含めた将来の農地等の管理に懸念がある。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・基盤整備事業により農地の集積・集約の拡大を図り、労働時間の短縮、削減及び機械台数を削減する。
・新たな設備投資や生産経費の削減を推し進め、効率的、効果的な事業運営を行うことで、経営の安定化及び収益の向上を目指す。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	農地中間管理機構を活用し、個人の担い手を含めた中心経営体への農地の集積及び集約化を図る。
(2) 基盤整備への取組	現在、真城北地区及び真城南地区の基盤整備事業が行われており、令和6年度には事業が完了する見込みである。 また、真城西地区でも事業が行われており、地域内で集約の拡大に向けた取組を進めている。
(3) 新規・特産化作物の導入	基幹産業である稲作に加え、大豆や小麦、野菜を中心に、高収益作物を導入し、地域全体の農業収入の増大を図る。 畜産に取り組んでいる農家もいることから、引き続き稲作との複合による取組などにより畜産振興を図る。
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	基盤整備事業により、集積・集約化を進め解消を図る。
(5) 鳥獣被害防止対策の取組	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	18 人	11 法人
② 認定新規就農者	2 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	273.24 ha	589.56 ha	46 %
今後	459.34 ha	589.56 ha	78 %